

## 定期接種実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>マイナポータルを通じたプッシュ型のお知らせ機能を積極的に活用すること。</u></p> <p>3～19 (略)</p> <p>20 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別の事情</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる疾病にかかったこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)の疾病に準ずると認められるもの</p> <p>(注) 上記に該当する疾病の例は、別表2に掲げるとおりである。ただし、これは、別表2に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。</p>	<p>第1 総論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (新設)</p> <p>3～19 (略)</p> <p>20 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 特別の事情</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる疾病にかかったこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)の疾病に準ずると認められるもの</p> <p>(注) 上記に該当する疾病の例は、別表2に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。</p>
<p>第2 各論</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象者から除外される者</p> <p>これまでに、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。</p> <p><u>また、平成26年度から平成30年度の間に既に定期接種として高齢者肺炎球菌感染症の予防接</u></p>	<p>第2 各論</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象者から除外される者</p> <p>これまでに、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。</p>

種を受けた者についても、同様に当該予防接種を定期接種として受けることはできないことから、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 6 条の規定による周知を行うにあたっては、予防接種台帳等を活用し、既に高齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について 5 年間を超えて管理・保存するよう努めること。

(3) (略)

(4) 予防接種の特例

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、(1) アの対象者については、平成 31 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者及び 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする事。

また、平成 32 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間、(1) アの対象者については、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする事。

(3) (略)

(4) 予防接種の特例

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、(1) アの対象者については、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする事。